

第 40 回 大阪市都市景観委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 26 年 8 月 29 日（金）午前 9 時 30 分～11 時 06 分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階（P 1） 共通会議室

3 出席者

（委員） 澤木 委員長、嘉名 委員長職務代理者、岩田 委員、下村 委員、高崎 委員、
田中 委員、中嶋 委員、橋寺 委員、福田 委員

（大阪市）横山 建設局管理部路政課長、岸本 東淀川区企画調整課長

（事務局）川田 都市計画局長、安藤 開発調整部長、山田 都市景観担当課長、
中西 都市景観担当課長代理、松崎 担当係長、大中 係員、松村 係員

4 議 題

（1）都市景観資源について

- ・都市景観資源の登録について
- ・東淀川区の都市景観資源候補について

（報告）

- ・建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ（電子看板）等のあり方について（案）
- ・建築美観誘導事前協議要領の改正（案）及び建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等設置要綱（案）の概要について

5 議事要旨（委員からの主なご意見及び事務局の回答等）

■都市景観資源について

○ホームページで36件の応募があったとのことだが、物件をまとめる等したことによって、件数が33件に減ったのか。応募があったが除外された物件はあるのか。

⇒神崎川に関連するものとして、「水とみどりのふれあい広場」、「なにわ自転車道」、「神崎川と新幹線」の交差の三つを一つにした。また、淀川に関連するものとして、自然環境やワンドがある部分と、人工でつくられたテニスコート等の二つを一つにした。そのため件数が減っているが、除外した物件はない。

○物件番号32番の三千樋が、必須要件2番の公共的な場所から容易に望見できないということで、候補除外になるのではないかということだが、物理的理由のみで候補から外してしまうと、価値があるものを埋もれさせる可能性があるのでは、候補としては入れておいて、現地調査で判断したらどうか。

⇒現地調査物件に含めるものとする。

■建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等設置要綱(案)の概要について

○デジタルサイネージ設置後の苦情や意見については、どのような手続きで受け付けるのか。また、許可された物件をHPに掲載する等の公表予定はあるのか。

⇒苦情や意見については大阪市の担当窓口で受付し、問題があれば要綱に基づき調査を行い事業者に指導を行うという形で考えている。許可物件の公表については、要綱に基づく行政指導という形であり、許可がないから法に違反するというものではないので今のところ考えていない。

○コンテンツの基準審査について、デザイン会議でどのレベルまで見るのか。実際の動画を見て判断するのか。また、申出の段階でその年度のコンテンツ全てが見られるのか、それとも、基準の範囲内であれば、事業者の判断でコンテンツを変えることができるのか。

⇒コンテンツについては当初の申出の際に、例えば3カ月分のコンテンツが決まっていれば、その部分について実際の動画を見ながら協議した上で見解通知書を出し、必要に応じて設置完了報告後の現地調査を行うことを考えている。そして、3カ月後に変更する場合は、当初指導した輝度や彩度等の考え方をある程度踏襲した上で変更してもらい、変更部分のチェックについては、年度の終わりの2月ぐらいに実施報告を出してもらい、次年度はそれを踏まえて改善していくという形を考えている。

○設置できるサイネージの大きさについて、低層部は5㎡で中層部は100㎡と20倍の規模の違いがあるため、どこに線を引くのかは非常に重要な問題である。特に駅前等でデッキが架かるようなところはどこが1階で、どこが低層部かを定義づけるのは難しいと思うが、その点についてはどのように定義していくのか。

⇒中層部につける場合は人の見える範囲が100尺という考え方に基づき、31mぐらいまでの高さにしたいというのがまずある。ただ、中層部は31m以下で低層部は除くと定義した場合に、低層部を1階までとすれば、2階から上には100㎡のものが設置できる形になってしまう。

低層部については、歩いている人の目線ということで、基本は1階部分が中心になると考えているが、2層部分に対しての需要もあり得るので、低層を1階に限定するのか、場所性を考えながら2層までとするのかということをまず決めないといけないと考えている。その上で中層部の定義づけの際に、低層部との関係をどう整理するかについて、検討を今後進めていきたい。

また、今の案では、中層部の設置に際しては地域独自のルールをつくることになっているので、場所によって低層部の定義が相対的に変わることもありえと考えている。

○サイネージの設置基準の中で、対象区間に面しない外壁面への設置は不可とあるが、交差点部分の隅切りは対象になるのか。また、1層や2層部分のみセットバックしている場合、特に、公開空地指定施設でかなり広くセットバックしているような壁についても面しているという理解でよいのか。

⇒隅切りも対象区間に面しているところは設置可能とし、セットバックについても、対象区間に面しているのであれば可能と考えている。